

意見陳述書

2005年5月11日

さいたま地方裁判所 御中

埼玉県蕨市中央1丁目17番52号326

大西 将之

私は、ハツ場ダム計画が**法律を逸脱**していることを述べたいと思います。

1. まず、ハツ場ダム計画の概要について簡単に述べます。

そもそも、このハツ場ダムの構想が浮上したのは、今から52年前の昭和27年です。その5年前の昭和22年にカスリーン台風が利根川上流を襲い、多大な洪水被害をもたらしました。カスリーン台風のような大洪水にも対応できるようにするということで、利根川上流にダムをいくつか造って、洪水調節を行なう計画が策定されました。そのダム群の一つとして、ハツ場ダムの構想が浮上したのです。しかし、吾妻川は強酸性の川であり、ダムを造ってもコンクリートがもたないことが判明したため、その構想は一時立ち消えになりました。ところが、昭和39年に中和工場が完成したことにより、昭和40年からハツ場ダムの構想が再浮上してきました。昭和20年代の構想は治水目的だけのダムでしたが、高度成長時代に入って都市用水が増加し続けてきたことにより、治水と利水の両方の目的を持つダムとして計画されました。

しかしながら、治水すなわち洪水調節ということと利水すなわち用水の確保ということは相反する部分があります。洪水調節のためにはダムは空けておかねばならず、用水確保のためにはダムに水を溜めねばなりません。ハツ場ダムの総貯水容量は10,750万？ということですが、堆砂容量が1,750万？、洪水調節容量が6,500万？、夏場の利水容量が2,500万？となっていますから、このダムは洪水調節容量が大きく、夏場の利水容量が小さいダムです。

これを利根川水系の既設11ダムと比較すると、総貯水容量では3番目のダムで、もし完成すれば利根川水系ダムの総貯水容量は13%増えます。しかし、渇水が起こりやすい夏には洪水対策で洪水調節容量を空にするため、渇水の補給に使える容量は2,500万？となり、夏場の貯水容量について既設11ダムと比較すると7番目へとランクが大きく低下し、完成しても利根川水系ダムの夏場の利水容量はわずか5.6%しか増えません。ハツ場ダムは首都圏の水ガメとして重要だと宣伝されていますが、**実際には利水上、さほど意味のあるダムではありません。**

2. ハツ場ダム計画には利水面でのダムの上位計画（水資源開発基本計画）が無い

ハツ場ダム計画の目的の一つは、利根川流域の水道水と工業用水を開発することです。この利水に関しては、**水資源開発促進法**によって、**水需給計画**を策定することが義務付けられています。水需給計画とは、将来の水需要を予測し、その水需要を充足するために必要なダム等の水源開発事業を計画するものです。この水需給計画を**水資源開発基本計画**といい、略称で「**フルプラン**」といいます。利根川の場合は「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」、すなわち、「**利根川荒川フルプラン**」ということで、荒川と一緒に計画が策定されてきました。この「利根川荒川フルプラン」が利根川水系の個々のダム計画に対して、**利水面での上位計画**となります。

ところが、この「利根川荒川フルプラン」は1988年に2000年を目標年次とするものが策定されましたが、**2000年で期限切れ**となっており、新たに目標年次を設定したフルプランはいまだに策定されていません。期限切れになってすでに4年以上が経過しています。すなわち、ハツ場ダム計画は、**法律で定められた利水面の上位計画なしで推進**されるという異常な状態になっているのです。

新しいフルプランが策定されていない理由は、首都圏の都市用水の増加がストップして、漸減の傾向を示していることにあります。今までのフルプランは、用水需要が増加することを前提に、その増加量に見合う水源を確保できるように、ダム等の水源開発事業を計画してきました。ところが、近年のように需要が漸減してしまうと、今までのような考えでフルプランを作成することが困難になってしまうのです。

過去のフルプランは時代に対応していないことは国交省も認めているのです。即ち、国交省は「水資源を取り巻く諸情勢は変化している。それに対応するためフルプランの改定に取り組んでおり、できるだけ早く終えたい」と言明しています。それにも拘わらずフルプランは未だに策定されていません。過去のフルプランに基づいたハツ場ダムの建設に対して、その必要性などの見直しは行なわず、建設費の増額だけを行なうという、そんな事に唯々諾々として**税金を投入するのは著しく不当なこと**と考えます。

3. ハツ場ダム計画には治水面でのダムの上位計画（河川整備計画）も無い

治水の面でも、個々のダム計画に対する上位計画があります。それは**河川法**に基づく河川整備計画です。1997年に改正された河川法によって、河川ごとに**河川整備基本方針**と**河川整備計画**が策定されることになりました。河川整備基本方針は、河川整備についての長期的な目標を定めるものであり、河川整備計画は実際に今後20～30年間に行なう河川整備の具体的な内容を定めるものです。ダムを造るかどうかを定めるのはこの河川整備計画です。河川整備の主たる目的は治水対策ですから、この河川整備計画が

治水面でのダムの上位計画となります。

旧河川法では、河川整備の内容を定める**工事実施基本計画**を策定することになっていましたが、目標年次、すなわち整備の期限が全く設けられていないため、この工事実施基本計画は**現実性のない**ことが数多く記述されるものになっています。たとえば利根川の工事実施基本計画の場合、毎秒 22,000 トンという現実離れしたきわめて過大な洪水目標流量が設定され、それに対応するためには利根川上流に新たに十数基のダムを造らねばならないという、**非現実的な計画**になっています。

このように、旧河川法では現実性のない治水計画しかなかったため、現実性を持たせるために、今後 20～30 年間に実施可能な河川整備の内容を定めることにしたのが、新河川法による河川整備計画です。ところが、**利根川では、河川整備基本方針も河川整備計画も未だ策定されておらず**、策定の時期さえ示されていません。

経過措置として、河川整備基本方針と河川整備計画が策定されるまでは、従来の工事実施基本計画を河川整備基本方針および河川整備計画として「みなす」ことにされているとはいえ、河川法が改正されてからすでに**8年経過**しているのに、いまだに「みなし規定」を使うのは行政の怠慢としか言いようがありません。

新河川法は、現実性のある河川整備の内容を定めることになっただけでなく、旧河川法と基本的に異なるところがあります。その一つは環境の重視であり、治水・利水に加えて環境の保全が河川法の目的に加えられました。もう一つは住民の参加であり、河川整備計画は住民の意見をよく聴いた上で策定することになりました。

このように河川整備の目的と計画策定のプロセスが**旧河川法時代とは根本から違ってきた**のですから、旧河川法時代の計画を「みなし規定」でいつまでも使うことは到底許されることではありません。

4. 以上述べたように、利根川水系では、**ダム計画に対して利水面での上位計画であるフルプランも、また、治水面での上位計画である河川整備計画もいまだに策定されていません**。フルプランは水資源開発促進法、河川整備計画は河川法によって**策定が義務付けられている**ものです。利根川は、坂東太郎といわれ、首都圏全体に影響を及ぼす、全国的にも重要な河川です。それにもかかわらず、法律によって策定が義務付けられている二つの上位計画なしで、この八ツ場ダム計画は進められているのです。基になる法律が時代の要請に応じて改正されているというのに、具体的な実施計画は 50 年前の昔のままで進められているのです。これはまさに**法律を逸脱した異常な状態**であり、このような計画に**県民の貴重な税金を投入することは絶対に許すことの出来ない**ものです。

以上